

羽村市障害者計画及び 第2期羽村市障害福祉計画 について

(答 申)

平成20年12月16日

羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会

はじめに

現在、国の社会保障審議会障害者部会において、障害者自立支援法の施行後3年の見直しに向けた議論が行われています。

障害者自立支援法では、従来の所得に応じて負担する仕組みを、サービスの利用料に応じて所得に応じて負担を軽減する仕組みへと改めたことから、利用者負担のあり方について様々な議論が行われ、それに対応する形で軽減措置や特別対策などが行われてきました。

一方で、障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念の下で、障害者が地域で安心して暮らすことのできる社会作りを目指し、地域移行を進める観点からの障害者サービス体系の見直しや経済的自立を促すための就労支援の充実などの柱が掲げられ、「福祉から雇用へ」がキーワードとなっています。

こうした変化の激しい状況にあって、本審議会は、市が策定する「障害者計画」及び「第2期障害福祉計画」について、市長から諮問を受け審議を進めてきました。

なお、障害者基本法に基づく「障害者計画」は、これまで「羽村市地域福祉計画」に包含されていましたが、「羽村市障害者計画」として独立させ、併せて障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」との一体化を目指しました。

こうした経緯から、市の障害者福祉の基本理念や目標を再構築するとともに、施策体系についても全面的な見直しを図りました。

また、サービスの数量化計画の性格を持つ「第2期障害福祉計画」については、第1期計画の検証を踏まえ、今後3年間のサービス見込量や達成の方策を具体的に掲げ、着実な推進を図る内容としました。

今回の審議を通じ、答申の内容には相談支援の充実を大きな柱の一つとして位置付けています。相談支援は、障害者が安心して地域生活を営むことを支え、地域生活においても障害者に対する様々な支援を結びつけ円滑に利用できるようにする重要な機能であります。

市がこの答申を踏まえ、「地域自立支援協議会」や「地域活動支援センター」など、新たな支援の仕組みづくりに取り組んでいただくことを期待します。

平成20年12月16日

羽村市障害者計画及び
障害福祉計画審議会
会長 井上 克己

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	4
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	8
5 計画推進の体制としくみ	9

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	13
2 基本目標	14

第3章 施策の体系と具体的な展開

第1節 施策の体系	19
第2節 施策の具体的な展開	23
基本目標1 安心してサービスを利用できるしくみづくり	24
主要課題(1) 情報提供のしくみの充実	25
主要課題(2) 相談体制の充実	28
主要課題(3) サービスの質の向上	30
主要課題(4) 人材の育成	32
基本目標2 自立を支援する基盤づくり	34
主要課題(1) 地域生活を支えるサービスの充実	35
主要課題(2) 日中活動の充実	42
主要課題(3) 暮らしの場の確保	46
基本目標3 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり	48
主要課題(1) 健康づくりの推進	49
主要課題(2) 幼児保育・低学年児童養育対策の充実	52
主要課題(3) 学校教育の充実	54
主要課題(4) 雇用・就労の促進	56
主要課題(5) スポーツ、文化活動の促進	58
基本目標4 支えあい安心して生活できるまちづくり	60
主要課題(1) 理解と交流の促進	61
主要課題(2) 福祉のまちづくりの推進	64
主要課題(3) 地域ぐるみの協力体制の整備	66

第4章 障害福祉計画の整備目標と方策

第1節 地域自立支援協議会の位置付けと役割	71
第2節 目標設定と方策	75
1 平成23年度の数値目標の設定	76
2 サービスの整備目標と方策	80

資料編

1 障害者に関する基礎データ	
(1) 障害者人口の推移	93
(2) 障害者（児）の動向	94
(3) 障害福祉サービスの利用動向	98
(4) 障害者の就労等の状況	115
2 その他	
(1) 羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会条例	118
(2) 羽村市障害者計画及び障害福祉計画審議会委員名簿	119
(3) 審議会の審議経過	120
(4) 用語解説	121

第 1 章

計画策定にあたって

余 白

1 計画策定の趣旨

羽村市は、「第四次羽村市長期総合計画」、「第三次羽村市地域福祉計画」等に基づき福祉施策の総合的な推進を図っています。

そうした一方で、近年、高齢化の進展に加え、本市においても障害の重度化・重複化が進行するとともに、ストレスなどの背景因子（環境的要因や個人的要因など）により精神障害のある人が増加しています。

このような状況にあって、障害者福祉の制度は、平成12年（2000年）6月に改正された社会福祉法に基づき、平成15年（2003年）からは、従来行政がサービス内容を決める「措置制度」から、障害者の「支援費制度」が導入され、契約によって利用者が事業者と対等な立場に立って、自分に最も適したサービスを自由に選択できるしくみが推進されてきました。

また、平成17年（2005年）4月には、^{*1}発達障害者支援法が施行され、自閉症等の発達障害者への支援が、国、都道府県及び市町村の責務であることが明確に示されました。

続いて平成18年（2006年）4月には、^{*2}障害者自立支援法が施行され、障害のある人が地域の中で必要な支援を受けながら、自立して生活できるよう、従来は障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で三障害（身体障害、知的障害、精神障害）に関する施策を一元的に提供するしくみづくりが進められることになりました。

さらに、平成19年（2007年）4月には、「学校教育法の一部を改正する法律」^{*3}が施行され、さまざまな障害に対応した適切な指導と支援を行うための特別支援教育の推進が掲げられました。

現在、法律や制度が大きく変わり、障害者を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。今後は、身体障害、知的障害、精神障害等、障害のある人がその人にとってふさわしいサービスを適切に利用し、地域で自立して生活できるよう、就労・移動・地域活動への支援や相談体制をはじめ、各種サービスをさらに充実させていくことが求められています。

こうした状況を踏まえて、この度、羽村市では障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」とを一体的に策定し、その理念と方向性を示すとともに、施策を体系的に整理し、その目標達成に向けて取り組むべき具体的事業を明らかにするものです。

*1 発達障害者支援法：発達障害の定義と発達障害児（者）支援に係る国及び地方自治体の責務などが明記された。この法律により、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などが発達障害として定義された。

*2 障害者自立支援法：障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。

*3 特別支援教育：これまでの特殊教育の対象外であった学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの特性などを把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のこと。従前は特殊学級。

2 計画策定の背景

■ 障害者自立支援法の施行

平成17年11月に障害者自立支援法が成立しました。この法律では、①これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で市町村が一元的に提供するしくみとすること、②障害者が持てる能力を發揮し「働ける社会」をめざすこと、③全国どこにいても公平なサービス利用のための手続きや基準を透明化、明確化すること、④増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合うしくみを強化することなどがポイントとしてあげられています。

障害者自立支援法は平成18年4月から施行され、同年10月から法律に基づく具体的なサービスが実施されています。

■ 発達障害者支援法の施行

発達障害は、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、平成17年4月より発達障害者支援法が施行されました。

■ 障害者雇用促進法の改正

働いている障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、就業機会拡大を目的とした各種施策を推進すべく、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月より施行されました。具体的には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。

■ 学校教育法等の一部改正

平成19年4月より、従来の盲・聾（ろう）・養護学校の区分をなくし特別^{*1}支援学校とし、特別支援学校の教員の免許制度を改めるとともに、小中学校において特別支援教育を推進することになりました。

特別支援教育によって、障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っています。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）として一本化され、平成18年12月から施行されました。

■ ^{*3}重点施策実施5か年計画

平成19年12月に、「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）の後期5ヶ年における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等が定められました。

この中では、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが互いに支え合い、共に生きる社会」の実現に向けて、さらなる取り組みを行うことが明記されました。

■ 東京都障害者計画・東京都障害福祉計画の策定

平成19年5月に都では、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に行ける社会を実現するため、「東京都障害者計画」及び「東京都障害福祉計画」を策定しました。

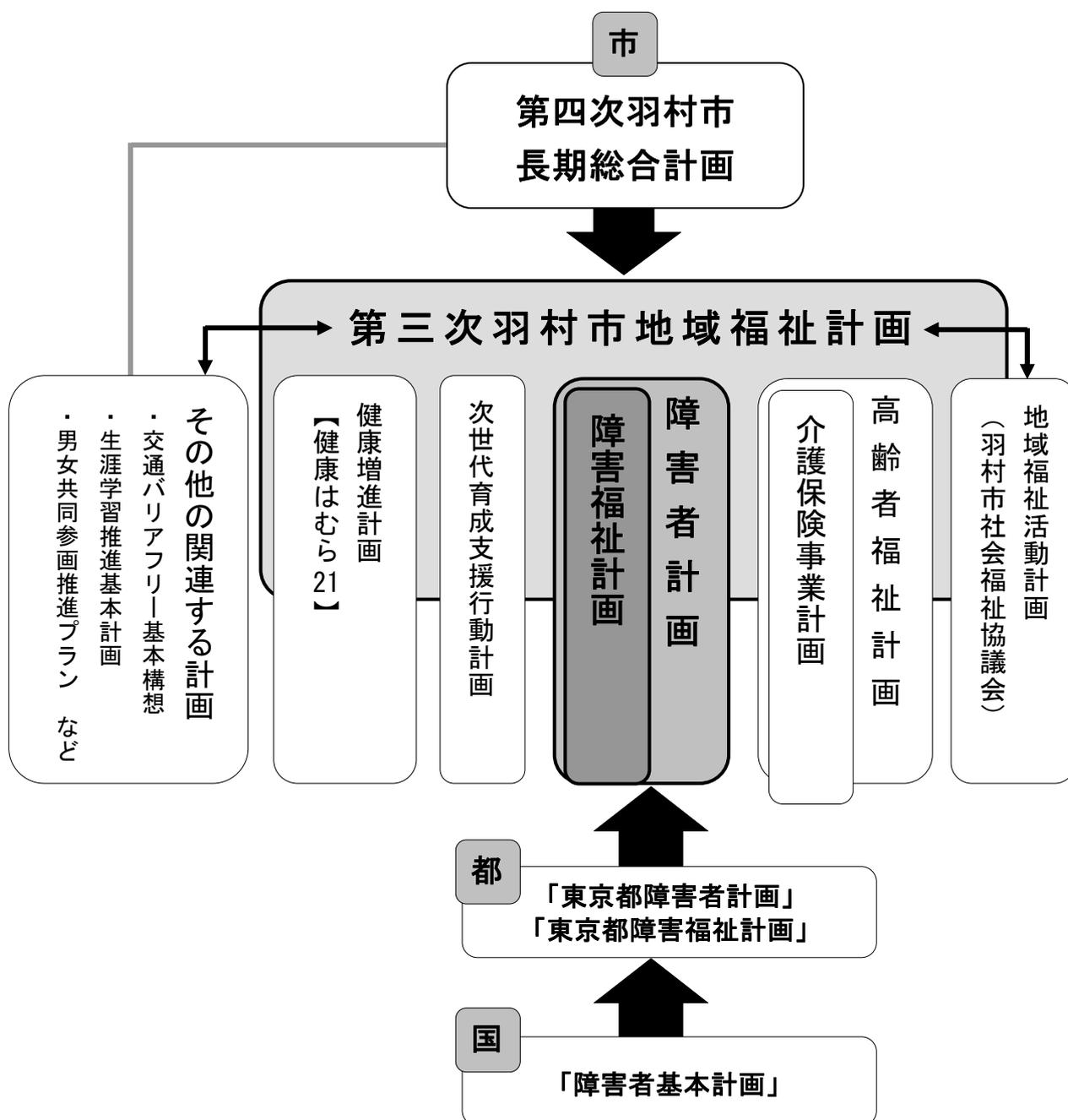
この計画では、平成23年度における障害福祉サービス等の見込量や達成すべき数値目標を設定し、その達成のために都が取り組むべき施策展開を明らかにしました。

- * 1 特別支援学校：障害により学習上・生活上の困難がある子どもに対して、特別支援教育の理念に則った教育を行う学校のこと。従前は盲学校・聾学校・養護学校。
- * 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）：高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。
- * 3 重点施策実施5か年計画：平成19年12月に、「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）の後期5ヶ年における諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について120の施策項目並びに57の数値目標及びその達成期間等が定められた。

3 計画の位置付け

「羽村市障害者計画」及び「第2期羽村市障害福祉計画」は、次のような法的位置付けにあります。

- (1) 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。
- (2) 国の「障害者基本計画」、「重点施策実施5か年計画」、東京都の「東京都障害者計画」、「東京都障害福祉計画」を踏まえ、「第四次羽村市長期総合計画」、「第三次羽村市地域福祉計画」を上位計画として、本市における障害者施策に関する基本的な指針とします。



「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係

障害者計画

- 障害者基本法（第9条）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期（概ね5～10年程度）
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

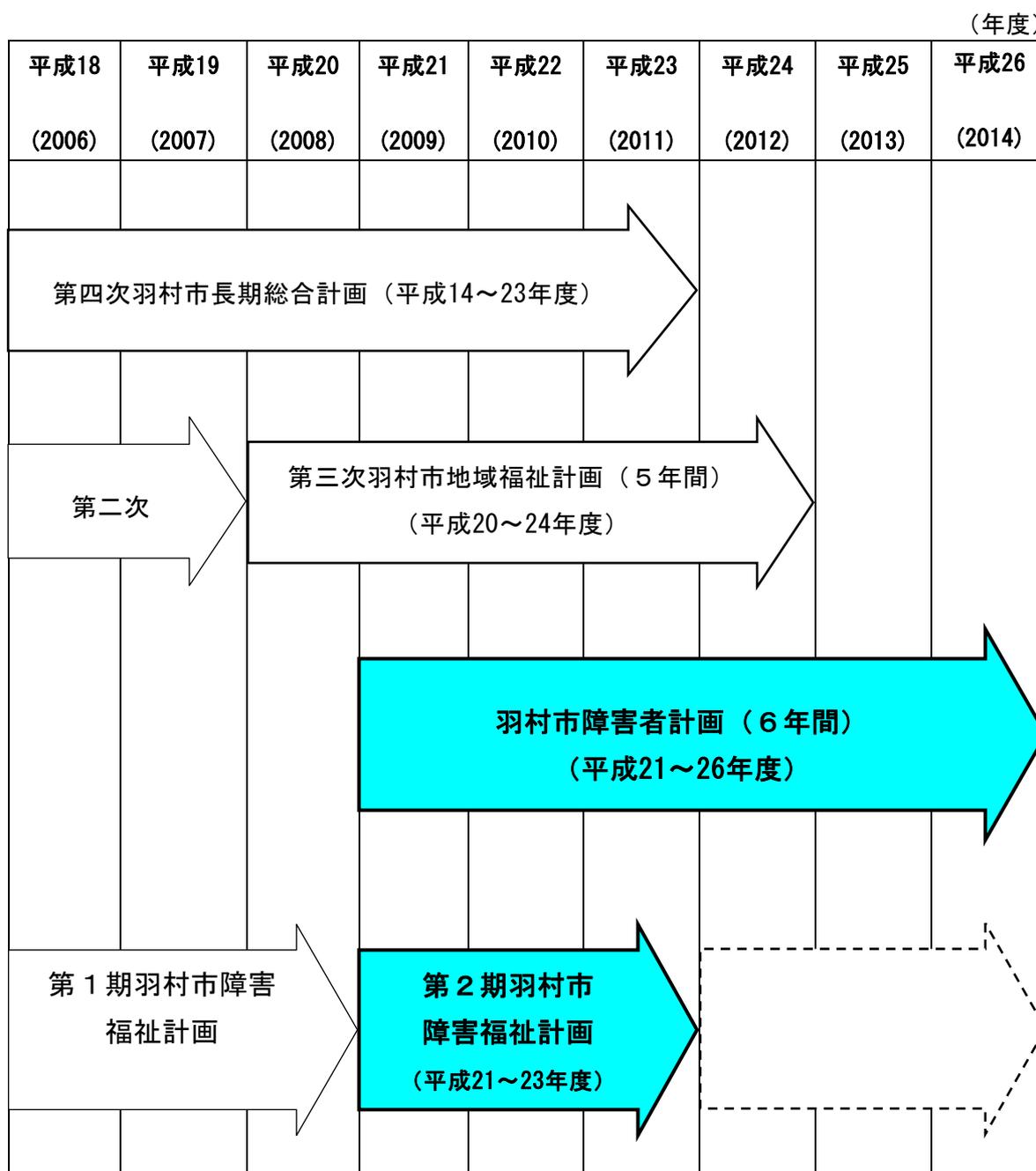
- 障害者自立支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

4 計画の期間

「羽村市障害者計画」の計画期間は、平成21年度から平成26年度までの6年間とし、「第2期羽村市障害福祉計画」の計画期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とします。

なお、社会情勢や法律、制度の変化などにより必要が生じれば、見直しを行うこととします。

【計 画 期 間】



5 計画推進の体制としくみ

(1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取り組みが必要となります。今後は、関係各課や諸機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

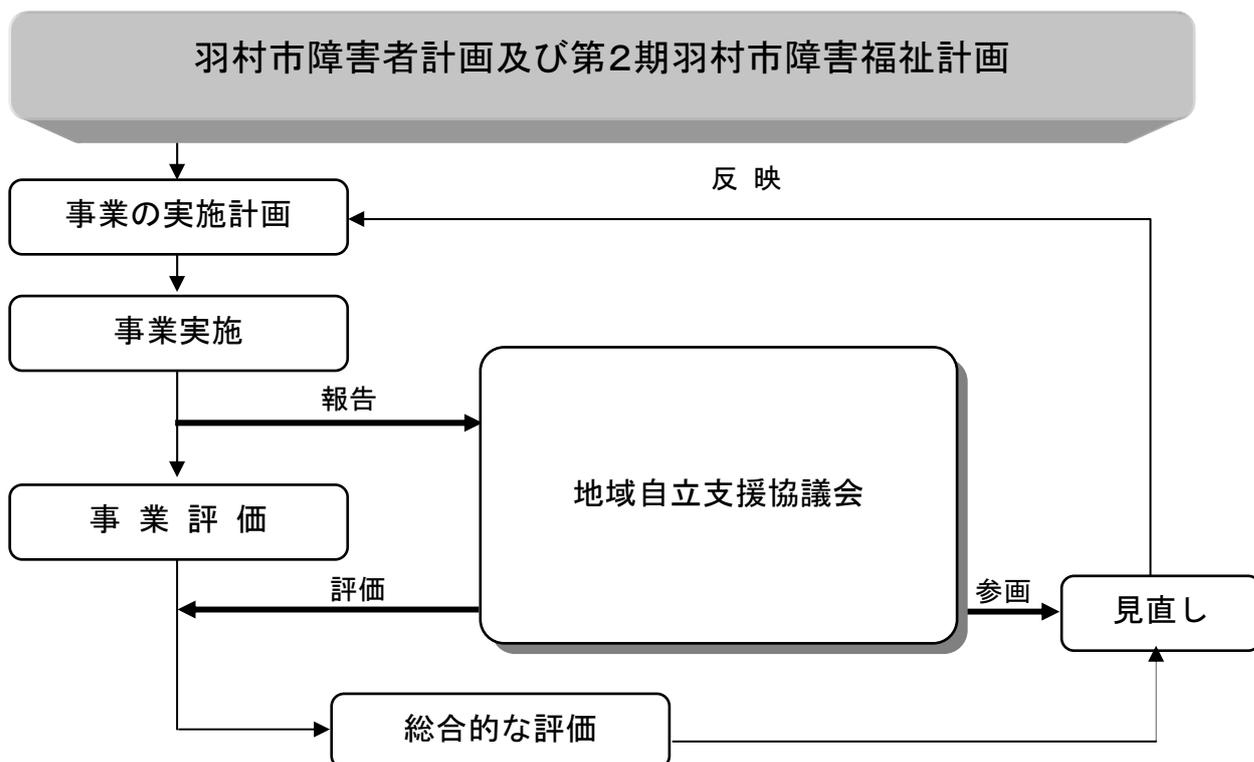
(2) 計画の進捗状況の評価と見直し

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

そのため、行政や市内の障害者団体・事業者などと連携を図り、具体的に施策の執行・評価、見直しを行うため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障害者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」を図り、各種事業の効果的な実施と、各種サービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

さらに、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、市民公募委員や公的団体の代表者等で構成する審議会を設置し、前期の計画期間における各事業の成果や問題点等の検証を行い、見直しの結果を次の計画に反映していきます。

— イメージ図 —



余 白

第 2 章

計画の基本的な考え方

余 白

1 基本理念

羽村市は「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害者施策を推進します。

障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに支え合い、ともに協力し合うとともに、自己選択と自己決定の下に地域社会のあらゆる活動に参加し、責任を分かち合っ生活できる共生社会の実現が求められています。

こうした社会を創るためには、支援を必要とする人々に偏見を持たず、地域社会の一員として受け入れ、支える意識を持つ人々が多くなっていく必要があります。

そのためには、すべての市民が障害者福祉について関心や理解を深めるとともに、障害のある人が、その人に最もふさわしい支援を受けながら、社会を構成する一員として自立し、自分らしく生きていけるよう、地域で支え合い、助け合っ^{*}ていく福祉コミュニティづくりが大切です。

羽村市は、「ともに生きる地域社会“はむら”の創造」を基本理念として、障害のある人をはじめとしてすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた総合的な支援を推進します。

* 福祉コミュニティ：地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体をいう。特定地域において、要援護者とその家族援護者が居宅で通常の生活を続けることができるように、また、当該地域の住民が要援護状態に陥るのを防止することができるように、インフォーマル及びフォーマルなサービス提供者と住民が連携して、最適かつ総合的な援助・サービスを提供することを目的としている。

2 基本目標

羽村市は、前述の基本理念に基づき、次の4つの基本目標を設定します。

1. 安心してサービスを利用できるしくみづくり
2. 自立を支援する基盤づくり
3. 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり
4. 支えあい安心して生活できるまちづくり

■ 基本目標 1. 安心してサービスを利用できるしくみづくり

障害のある人が安心して自分に適したサービスを自ら選択できるしくみづくりのために、利用者が自らの判断で各種サービスを選ぶための情報提供体制や身近なところで気軽にサービス利用に関する相談ができる支援体制の整備に努めるとともに、サービス提供事業者のサービスの質の向上を図ります。

また、総合的な支援や相談に対応するため、専門職員の資質の向上に努めます。

羽村市は、障害のある人が質の高いサービスを身近で安心して受けられるよう、「安心してサービスを利用できるしくみづくり」を基本目標として、施策を推進します。

■ 基本目標 2. 自立を支援する基盤づくり

地域の中で、障害のある人が一人ひとりの障害の種別や程度に合った適切な支援を受けながら、自立して生活していくとともに、その家族の負担をやわらげられるよう、地域生活を支えるサービスの充実や日中活動の充実を図ります。

また、住宅環境の整備や障害者福祉施設の整備を促進します。

羽村市は、障害のある人が地域で自立して生活し続けられるよう、「自立を支援する基盤づくり」を基本目標として、施策を推進します。

■ 基本目標 3. 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり

障害のある人が生涯にわたって、健康で、安心して生活のできる環境づくりのために、保健・医療サービスの充実を図るとともに、保健・医療・福祉の連携を緊密化して、総合的なサービス提供体制の構築に努めます。

また、障害のある人もない人も、お互いを認め合い、ともに育ち、ともに働き、ともに社会参加することができる環境づくりのため、保育や教育の充実、就労支援の充実、スポーツや文化活動の充実を図ります。

羽村市は、障害のある人が社会のさまざまな分野で活躍できるよう、「育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり」を基本目標として、施策を推進します。

■ 基本目標 4. 支えあい安心して生活できるまちづくり

障害のある人もない人も、^{*1}ノーマライゼーションの理念のもとに、地域の中でお互いに助け合い、支え合いながら生活していけるまちづくりを推進します。

さらに、障害のある人が自由に移動し、安心して施設を利用できるよう^{*2}バリアフリーに配慮した福祉のまちづくりを推進するとともに、災害時における協力支援体制の整備を図ります。

羽村市は、障害のある人もない人も、ともに支え合い、協力しながら生活できるよう、「支えあい安心して生活できるまちづくり」を基本目標として、施策を推進します。

*1 ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

*2 バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元々住宅建築用語として登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

余 白

第 3 章

施策の体系と 具体的な展開

余 白

第1節 施策の体系

施策の体系

羽村市障害者計画及び

基本目標

1 安心してサービスを利用できるしくみづくり

2 自立を支援する基盤づくり

主要課題

施策の方向

- (1) 情報の提供のしくみの充実
 - ① 情報の提供等の充実
 - ② 情報のバリアフリー化の推進
- (2) 相談体制の充実
 - ① 各種相談体制の充実
 - ② ケアマネジメント等支援体制の確保
- (3) サービスの質の向上
 - ① 権利擁護等の推進
 - ② 事業者の質の向上
- (4) 人材の育成
 - ① 専門職員等の資質の向上

- (1) 地域生活を支えるサービスの充実
 - ① 在宅福祉サービスの充実
 - ② 経済的支援
- (2) 日中活動の充実
 - ① 活動の場の充実
 - ② 移動手段の充実
 - ③ 日中活動を支援する施設の整備・促進
- (3) 暮らしの場の確保
 - ① 障害者に配慮した居住の場の確保
 - ② 暮らしを支援する施設の整備・促進

第 2 期 羽 村 市 障 害 福 祉 計 画

3 育ち、働き、社会参加
することのできる環境
づくり

- (1) 健康づくりの推進
 - ① 療育環境の充実
 - ② 心と体の健康づくりの推進
 - ③ 医療・リハビリテーションの充実
- (2) 幼児保育・低学年児童
養育対策の充実
 - ① 障害児保育の充実
 - ② 低学年児童養育対策の推進
- (3) 学校教育の充実
 - ① 相談・指導の充実
 - ② 特別支援教育の充実
- (4) 雇用・就労の促進
 - ① 雇用・就労の促進
 - ② 就労支援事業の充実
- (5) スポーツ、文化活動
の促進
 - ① スポーツ、レクリエーション活動の充実
 - ② 文化活動の充実

4 支えあい安心して
生活できるまち
づくり

- (1) 理解と交流の促進
 - ① 啓発活動の推進
 - ② 福祉教育・学習機会の拡充
 - ③ 学習・地域交流の促進
- (2) 福祉のまちづくりの
推進
 - ① 各種計画策定等への参画の促進
 - ② 利用しやすい施設づくりの推進
 - ③ 道路交通環境の整備
- (3) 地域ぐるみの協力体制
の整備
 - ① 福祉ネットワークの充実
 - ② 防災・防犯、緊急時の支援体制の充実
 - ③ 障害者団体の育成支援

余 白

第2節

施策の具体的な展開

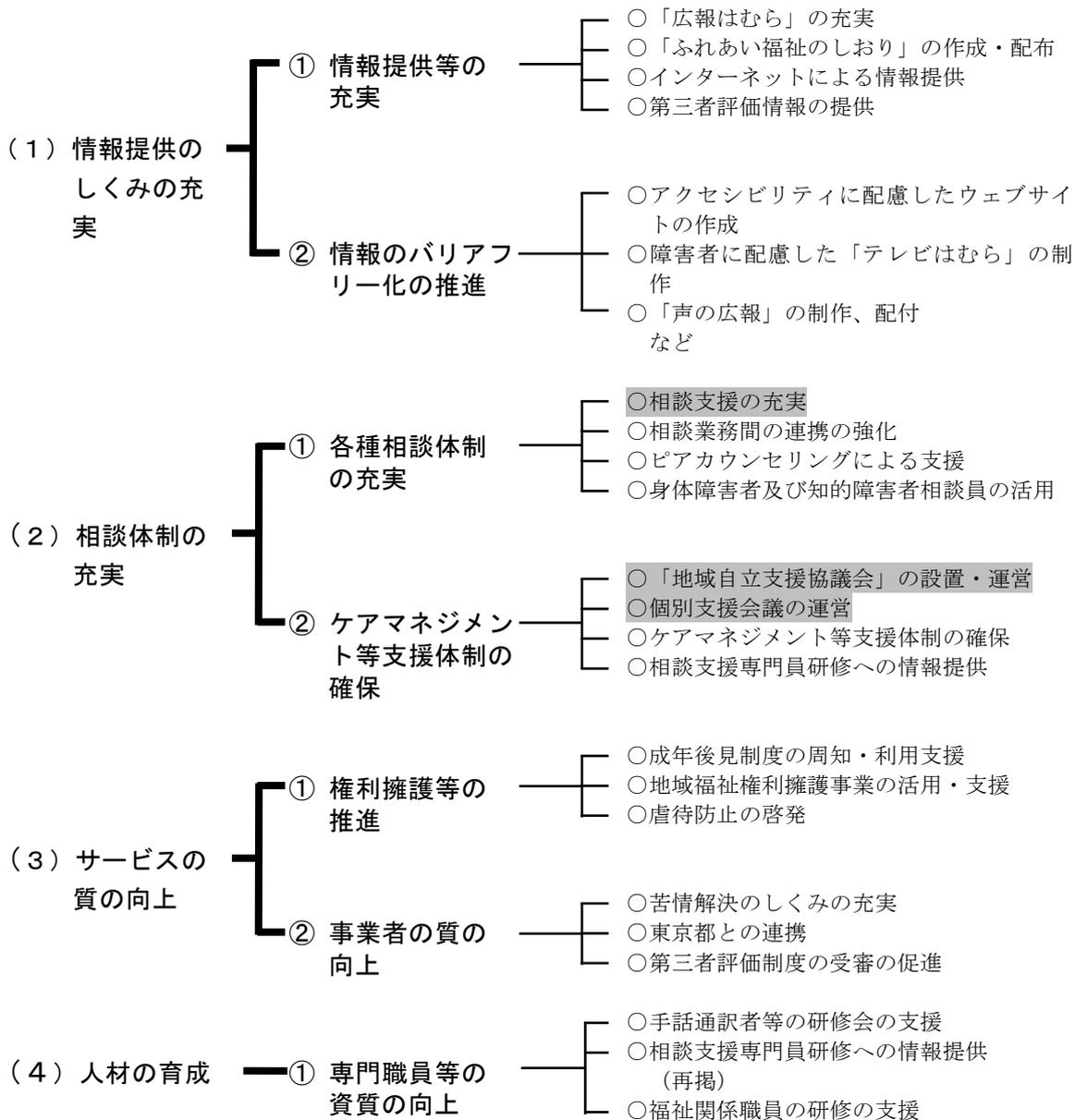
基本目標 1 安心してサービスを利用できるしくみづくり

基本目標1 安心してサービスを利用できるしくみづくり

主要課題

施策の方向

具体的事業



(注) 事業名に網掛けの入っているものは、「障害福祉計画」に定めるサービスで

主要課題（1）情報提供のしくみの充実

現状と課題

障害のある人が、必要なときに、適切な情報を得られるしくみを充実していくことが求められています。

サービス利用に関する情報については、自分に最もふさわしいサービスを選択できるよう、サービスそのものの情報、サービス事業者の評価に関する情報など、さまざまな情報が得られるようにしていくことが重要です。

障害者の中には、視覚障害のある人や聴覚・言語障害のある人等、情報の収集、利用の面で制約を受けている人がおり、こうした人に十分配慮して、今後も各種情報のバリアフリー化を推進していく必要があります。

特に、インターネットなどによる新しい情報提供手段の普及によって、障害のある人も必要な情報を容易に入手できる環境が整いつつあります。こうした情報提供の手段を活用できるよう環境の整備や支援をしていくことが重要な課題です。

施策の方

障害のある人が社会生活や人間関係を円滑に進めるためには、情報の共有化や正確な情報の提供などによる相互理解が重要であります。そのため、手軽に必要な情報を入手できるよう、各種情報提供の充実を図るとともに情報のバリアフリー化を推進します。

具体的事業

①情報提供等の充実

事業名	事業内容	担当課
「広報はむら」の充実	障害者福祉のため正確な情報をより早くよりわかりやすく提供します。	広報広聴課 障害福祉課
「ふれあい福祉のしおり」の作成・配布	市の福祉サービス事業を掲載した「ふれあい福祉のしおり」を作成し、インターネットの活用が困難な障害者への効果的な情報提供を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
インターネットによる情報提供	インターネットを通じて、福祉施策やボランティア活動・福祉施設の紹介を行うなど、市ホームページや携帯電話情報サイトの充実により情報提供を促進します。	広報広聴課 障害福祉課
* 第三者評価情報の提供	事業者が第三者評価機関の審査を受審するよう促進し、その評価結果を窓口等で提供するように務め、サービス利用者の主体的な選択を支援します。	障害福祉課

* 第三者評価：福祉サービス第三者評価のことで、東京都における福祉サービス第三者評価制度では、「自分の利用したい事業所の特徴はどのようなことか」、「サービスの質はどのような状態にあるのか」など、利用者がサービスを選択する際の目安となったり、都民が事業所の内容を把握することが可能となるように、各事業所の評価結果を公表している。

②情報のバリアフリー化の推進

事業名	事業内容	担当課
*1 アクセシビリティに配慮したウェブサイトの作成	障害のある人などに配慮しただれもが使いやすく、アクセスしやすいウェブサイトの作成に努めます。 また、弱視、色弱な方に対して、音声読み上げ、文字拡大、色変更などが容易にできるアクセシビリティ支援ソフトを導入していますが、さらに情報のバリアフリー化を進めます。	広報広聴課
障害者に配慮した「テレビはむら」の制作	聴覚障害者及び言語障害者が番組の内容を理解できるよう、手話通訳や字幕（テロップ）の導入を検討します。	広報広聴課
「声の広報」の制作、配付	視覚障害者などに対し、広報はむらの内容を朗読した「声の広報」を制作し、対象者に配付します。	広報広聴課
在宅での自立支援	障害のある人の自立生活や社会参加を確保するため、地域生活支援事業として、次の事業を進めていきます。	障害福祉課
*2 日常生活用具給付等事業（再掲）	重度障害者に対し、日常生活用具（情報通信装置（ファクシミリ）・活字文書読上げ装置・情報受信装置（字幕放送）等）を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。	
手話通訳者等の派遣	病院や公共機関等を利用する時や行事に参加する場合に手話通訳者等を派遣し、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援します。	障害福祉課 (社会福祉協議会)
点字図書給付事業の実施	視覚障害者などに対し、点字図書の購入にかかる費用の一部を助成します。	障害福祉課
音声コード付パンフレットの作成	視覚障害者のための音声コード付パンフレットの作成について検討します。	障害福祉課
パソコン講習会等の開催	パソコンの基本操作や技術を習得することによって、インターネットなどを通じた情報の取得や発信などができるよう、社会福祉協議会が開催する障害者のためのパソコン講習会等を支援します。	障害福祉課 (社会福祉協議会)
障害者用図書等の充実	録音図書（カセットテープ）、点字図書、大活字本の収集に努めます。また、ボランティアの協力を得ながら、録音図書や点字資料の作成、対面朗読、宅配サービスの充実に努めます。	図書館

*1 アクセシビリティ：情報やサービス、ソフトウェアなどが、どの程度広汎な人に利用可能であるかをあらわす語。特に、障害者や高齢者などハンディを持つ人にとって、どの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。

*2 日常生活用具：在宅の重度障害者の日常生活の利便を図るため給付・貸与されるもので、特殊寝台、浴槽、重度障害者用意思伝達装置などがある。

主要課題（２）相談体制の充実

現状と課題

障害のある人が、身近なところで気軽に相談できる体制づくりが求められています。特に、障害のある人やその家族が日常の様々な悩みや不安について気軽に相談のできる体制を充実していくことが重要です。

また、各種サービスを適切に利用するためには、保健・医療、福祉、その他の分野を含む総合的なサービスの利用を支援するケアマネジメント等の支援体制を確保することが必要です。

施策の方

障害のある人やその家族が、日常の悩みや不安を解消するために気軽に利用できるよう、障害者地域活動支援センターなどでの相談体制を充実させるため、福祉センター内に相談支援専門員を配置するとともに、サービス利用計画の作成を行いケアマネジメントの充実を図ります。

また、障害のある人やその家族によるピアカウンセリング事業を充実していきます。

- * 1 ケアマネジメント：障害者自身の状態、容態及び本人や家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせ、適切なケアプランを作成し、継続的に援助を行う。
- * 2 ピアカウンセリング：障害のある人等が自らの体験に基づいて、同じ障害のある人の相談に応じ問題解決を図ること。

具体的事業

①各種相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
相談支援の充実	障害のある人の相談に、その障害の種別や程度に応じたきめの細かい対応ができるように相談体制を充実するとともに、最もふさわしいサービスが受けられるよう、相談支援体制の確立を図ります。	障害福祉課
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。	
サービス利用計画	計画的な支援を継続的に必要とする障害者等に対して、サービス利用計画の作成、事業者からのサービス利用の斡旋・調整、モニタリングを受けることができます。	
相談業務間の連携の強化	地域活動支援センター等の各種相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、効果的な相談・援助活動を行います。	障害福祉課
ピアカウンセリングによる支援	障害のある人や関係者がその経験や知識を活かして、きめ細かい相談にのれるよう、障害のある人や関係者等によるピアカウンセリングを促進します。	障害福祉課 (社会福祉協議会)
* ¹ 身体障害者及び知的障害者相談員の活用	障害のある人に対する福祉施策のより一層の充実を図るため、障害のある人やその家族の相談に応じ、必要な指導、助言を行います。	障害福祉課

②ケアマネジメント等支援体制の確保

事業名	事業内容	担当課
「地域自立支援協議会」の設置・運営	地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため地域自立支援協議会を設置・運営します。	障害福祉課
個別支援会議の運営	地域自立支援協議会の核となる、個別支援会議を設置・運営し、本人のニーズに則した福祉サービスについて支援していきます。	障害福祉課
ケアマネジメント等支援体制の確保	福祉センター内の障害者生活支援センターを廃止し、専門相談員を配置して地域活動支援センターⅠ型とし、相談支援専門員によりケアマネジメントを充実していきます。	障害福祉課
相談支援専門員研修への情報提供	東京都が実施する「相談支援従事者初任者研修」や「相談支援従事者現任者研修」等の研修情報の提供を行います。	障害福祉課

* 1 身体障害者相談員：身体障害者福祉法に基づき、身体に障害のある人の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。身体障害者のさまざまな相談に応じ、更生に必要な援助を行う。

* 2 知的障害者相談員：知的障害者福祉法に基づき、知的障害者の福祉の増進を図るため、その相談に応じ、更生に必要な援助を行う民間協力者。知的障害者やその保護者の相談や知的障害者の更生のために必要な援助を行う。

主要課題（3）サービスの質の向上

現状と課題

障害者自立支援法に基づく福祉サービスは、利用者と事業者との契約に基づいて利用・提供され、事業者には契約にあたっての重要事項説明、サービス提供計画の内容提示、サービス情報の提供が義務として課せられています。

障害のある人が、障害の種別や程度にあった、適切なサービスが受けられるよう、法令上の基準の遵守について事業者への周知を行い、サービスの質の向上を図ることが必要です。

また、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護等の支援体制を充実させることが求められています。

さらに、事業者に対し、利用者との間で苦情が生じたときのために、事業者の苦情解決の責務を明確化するなどといった苦情解決のしくみの整備が課題です。また、利用者が良質な事業者を選べるよう、事業者に対し第三者評価制度の受審促進を働きかけることが必要です。

施策の方

障害のある人が、障害の種別や程度にあった適切なサービスが受けられるよう、事業者のサービスの質の向上を図るとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用支援を推進します。

また、事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、第三者委員の設置や東京都に設置されている運営適正化委員会の活用などの周知に努めます。

さらに、利用者が良質な事業者を選択できるよう第三者評価機関への積極的な受審を促進します。

* 運営適正化委員会：福祉サービス利用者の苦情などを適切に解決し利用者の権利を擁護する目的でスタートした。利用者が、自力で解決できない事業者とのトラブルを、専門知識を備えた委員が中立な立場から解決に向けた仲介をしたり、サービスや利用者の財産管理が適切に運営されているかを調査し、助言・勧告をする。

具体的事業

①権利擁護等の推進

事業名	事業内容	担当課
* ¹ 成年後見制度の周知・利用支援	成年後見制度は、精神障害や知的障害などの理由で判断能力が不十分な人の権利と財産を守る制度ですが、医師の鑑定や家庭裁判所への審判申し立てなどが必要です。そこで、こうした手続きや後見人などの支援機関の情報を提供し、制度の活用を支援していきます。	障害福祉課
* ² 地域福祉権利擁護事業の活用・支援	判断能力が不十分な人の地域生活を支援するため、金銭管理やサービスの利用援助などを行う「地域福祉権利擁護事業」（福祉サービス利用援助事業等）を効果的に活用できるよう、実施機関である社会福祉協議会の事業案内を行っていきます。	障害福祉課
虐待防止の啓発	「虐待のない社会」を構築していくため、啓発事業を行います。	障害福祉課

②事業者の質の向上

事業名	事業内容	担当課
苦情解決のしくみの充実	サービス提供事業者に苦情に適切に対応できるよう第三者委員の設置を促すとともに、苦情の解決が困難な場合は、東京都の運営適正化委員会の活用を図ります。	障害福祉課
東京都との連携	障害者福祉施設等の許認可や立ち入り調査権をもつ東京都と連携し、改善指導の実施に向け、立ち入り調査の要請や合同実施などを働きかけます。	障害福祉課
第三者評価制度の受審の促進	事業者が第三者評価機関の審査を受審するよう促進するとともに、結果の公表によりサービス利用者の主体的な選択を支援します。	障害福祉課

* 1 成年後見制度：知的障害、精神障害や認知症などで判断能力が不十分になった人が、社会生活を営む上で必要な契約（売買契約、銀行預金契約、介護サービス契約、施設入所契約など）に際して、不利な契約を結ぶことがないよう支援する制度のこと。

* 2 地域福祉権利擁護事業：知的障害、精神障害や認知症などで判断能力が不足している人が、地域で安心して生活ができるように、福祉サービスの契約援助や日常の金銭管理、書類の預かりなどを行う。

主要課題（４）人材の育成

現状と課題

障害のある人が、障害の種別や程度に応じた、自分に最もふさわしい福祉サービスが受けられるようにするためには、福祉サービスの担い手である福祉関係職員の確保とその資質の向上が課題です。

そのためには、各種研修への参加を図り、行政の職員やサービスを提供する民間の福祉専門職員を含む、すべての関係者が障害者福祉に対する理解を深め、障害のある人一人ひとりの日常生活を支えるための、知識や具体的な技術を身につけられるよう支援していくことが課題です。

施策の方

障害のある人が、それぞれニーズに合った福祉サービスを受けられるよう、^{*}介護福祉士やホームヘルパー等福祉専門職の研修制度の充実を東京都に働きかけます。

また、地域福祉サービスの担い手になる人材の育成・確保については、社会福祉協議会等とも連携し努めていきます。

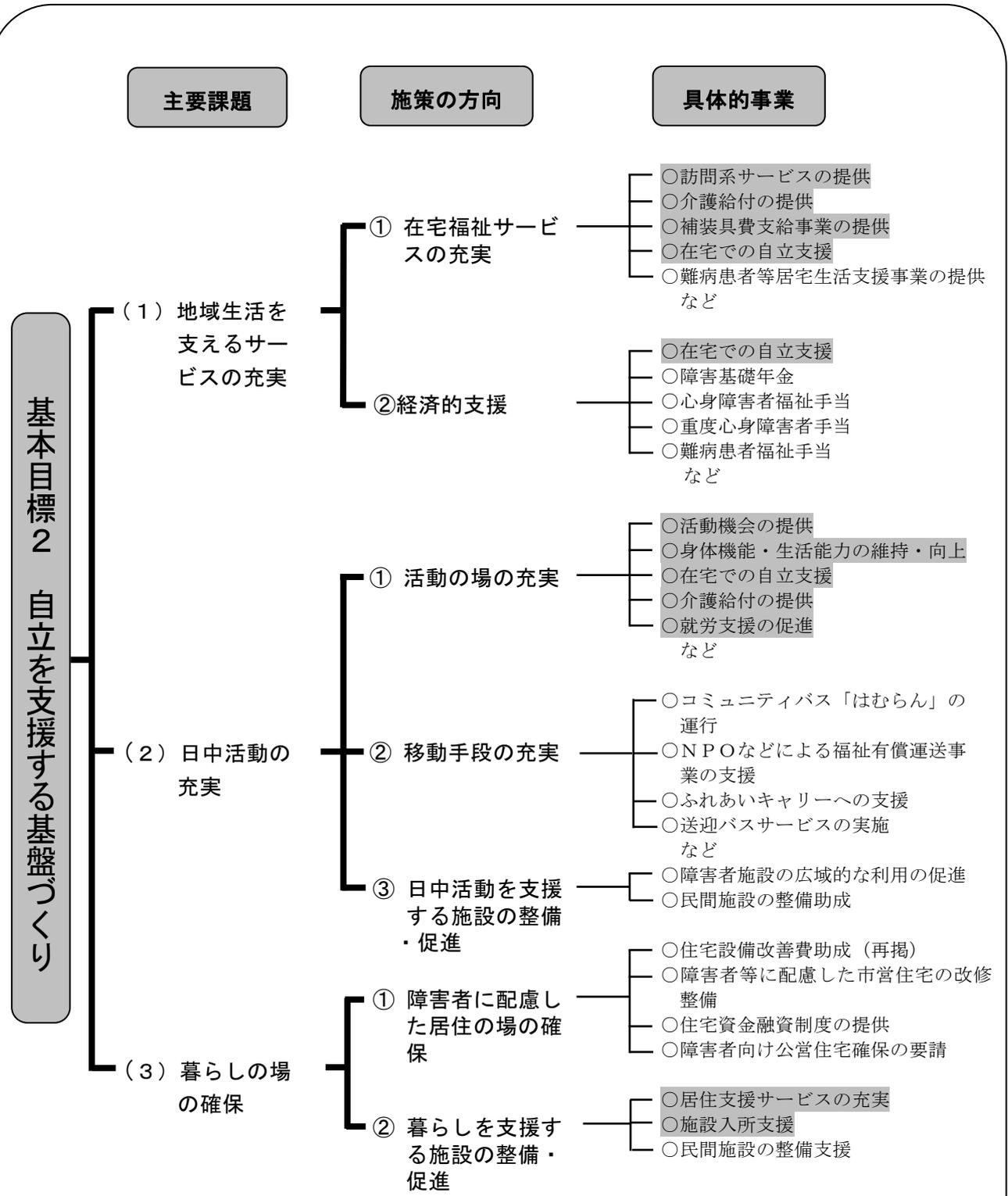
* **介護福祉士**：社会福祉士及び介護福祉士法によって定められた国家資格。身体的又は精神的な障害により、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴・排せつ・食事・その他の介護を行い、また介護者を指導、援助する専門的知識及び専門的技術を持つ人のこと。

具体的事業

①専門職員等の資質の向上

事業名	事業内容	担当課
手話通訳者等の研修会の支援	障害のある人に対する理解を深め、地域の中でサポートできるボランティアを養成するため手話、要約筆記、音訳（朗読）等講習会の開催を支援します。	障害福祉課 (社会福祉協議会)
相談支援専門員研修への情報提供 (再掲)	東京都が実施する「相談支援従事者初任者研修」や「相談支援従事者現任者研修」等の研修情報の提供を行います	障害福祉課
福祉関係職員の研修の支援	職員が施設等において適切な支援・指導が行えるよう、東京都や東京都社会福祉協議会が開催する研修等に参加するよう働きかけます。	障害福祉課 (社会福祉協議会)

基本目標 2 自立を支援する基盤づくり



(注) 事業名に網掛けの入っているものは、「障害福祉計画」に定めるサービスです。

主要課題（1）地域生活を支えるサービスの充実

現状と課題

障害のある人が、地域で自立して、安心して生活していくためには、各種の在宅福祉サービスを有効に活用していくことが重要です。

現在、市では、日常生活を営むために支援を必要とする身体障害者、知的障害者、精神障害者等のために、ホームヘルパーの派遣や日常生活の援助を行っています。

今後も障害福祉計画に基づいた、各種在宅福祉サービスの充実を図っていくことが課題です。

施策の方

障害のある人の社会活動への参加を促進するため、障害福祉計画に基づき、居宅介護や^{*}ショートステイなどのサービスを柱として、訪問入浴サービスなど各種在宅福祉サービスの充実に努めます。

また、障害のある人の所得保障は、障害年金や国・都の手当制度が基本です。障害のある人の経済的自立とその家庭の生活の安定を図るため、国や都の所得保障制度の動向等を踏まえながら、市独自の各種手当や助成金の支給など経済的支援に努めます。

* ショートステイ：障害のある人の介護を行う者の病気その他の理由により、障害のある人の居宅において介護をうけることができない場合に、障害のある人を短期間、施設等で預かり、必要なサービスを提供する。

具体的事業

①在宅福祉サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
訪問系サービスの提供	在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう訪問系サービスの基盤整備を進めます。	障害福祉課
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	
介護給付の提供	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービスや障害のある子どもが通える施設など、日中も安心して生活できるような介護サービスを提供します。	障害福祉課
療養介護 (再掲)	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護 (再掲)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	
*1 児童デイサービス (再掲)	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	
ショートステイ	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	
*2 補装具費支給事業の提供	身体障害者の機能障害を補う補装具を交付・修理し、自立の促進を図るため事業の提供を図ります。	障害福祉課

* 1 児童デイサービス：障害のある児童に発達支援や遊び・運動などを通した様々なプログラムを提供することで、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練を行うことを目的とする。

* 2 補装具：身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活を容易にするために用いられるもので、義足、補聴器、車椅子などがある。

事業名	事業内容	担当課
在宅での自立支援	障害のある人の自立生活や社会参加を確保するため、地域生活支援事業として、次の事業を進めていきます。	障害福祉課
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。	
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。	
移動支援事業 (再掲)	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。	
日中一時支援事業 (再掲)	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	
訪問入浴サービス事業	在宅の重度身体障害者(児)の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	
* 難病患者等居宅生活支援事業の提供	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進するためヘルパーの派遣を行います。	障害福祉課
宿泊訓練施設つくしの家の運営支援	障害のある人が宿泊訓練を通して自立することができるよう宿泊訓練施設つくしの家の運営支援を行います。	障害福祉課
介護給付費等の支給に関する審査会の運営	障害者が公平な福祉サービスを利用するために、障害者の心身の状態を総合的に表し、サービスの種類や量を決定する際に用いる「障害程度区分」の判定を行う「審査会」を運営します。	障害福祉課
車いす等福祉機器貸出事業の支援	社会福祉協議会の実施する車いす等福祉機器の貸出事業を支援し、障害のある人の日常生活の利便性を図ります。	障害福祉課 (社会福祉協議会)

* 難病：特定の疾患群を指す用語ではなく、①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れのない疾患、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾患をいう。

②経済的支援

事業名	事業内容	担当課
在宅での自立支援	障害のある人の自立生活や社会参加を確保するため、地域生活支援事業として、次の事業を進めていきます。	障害福祉課
日常生活用具給付等事業 (再掲)	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。	
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障害者援護施設に入所し、更生訓練を受けている人に更生訓練費を支給します。	
施設入所者就職支度金給付事業	施設に入所、もしくは通所している人が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、もしくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する人に対し、就職支度金を支給します。	
自動車運転免許取得費助成事業 (再掲)	自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	
自動車改造助成事業 (再掲)	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	
障害基礎年金	病気やけがが原因で障害になった人に対し、所得保障を行い、生活の安定を図るものです。	保険年金課
心身障害者福祉手当	障害者の福祉の増進を図るため、知的又は身体に障害のある人に手当を支給します。	障害福祉課
重度心身障害者手当	障害者の自立生活の基盤を確立するため、在宅の重度障害者に対し、著しく重度の障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。	障害福祉課
難病患者福祉手当	特殊疾病にかかっている人に難病患者福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	障害福祉課
心身障害者(児)医療費助成	病院などで診療、薬剤の支給などを受けた場合に窓口で支払う自己負担分の一部を助成します。	障害福祉課
難病医療費等助成	都が指定する特殊疾病にかかっている人に対し、医療費の一部を助成します。	障害福祉課
小児慢性疾患医療費助成	都が指定する小児慢性疾患にかかっている18歳未満の児童に対し、医療費の一部を助成します。	障害福祉課

事業名	事業内容	担当課
*自立支援医療 (更生医療)	身体障害者の障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて、日常生活や職業能力を高めるために必要な医療費の一部を給付します。	障害福祉課
自立支援医療 (精神通院)	精神障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その医療に必要な費用の一部を給付します。	障害福祉課
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の身体障害児に対し、指定育成医療機関において、早期に治療を受け将来生活していくために必要な能力が持てるよう医療費の一部を給付します。	子育て支援課
心身障害者 (児)自動車ガソリン費助成	心身障害者(児)が日常生活のために使用する自動車の運行に要するガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
心身障害者 (児)タクシー費用助成	電車・バス等の交通機関を利用することが困難な心身障害者(児)が、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成します。	障害福祉課
理容等サービス費用助成	心身障害者が理容又は美容のサービスを受けた場合、市がその経費の一部を助成します。	障害福祉課
機能回復施術費助成	身体障害者が按摩、マッサージ等の回復施術を受けた場合、市がその経費の一部を助成します。	障害福祉課
水道・下水道使用料金助成	心身障害者世帯の経済的負担を軽減するため、心身障害者世帯に対し、水道及び下水道の使用料の基本料金を助成します。	障害福祉課
重度心身障害者 (児)おむつ給付	衛生の確保及び介護者の負担の軽減を図るため、定期的におむつを給付します。	障害福祉課
家具転倒防止器具給付	重度心身障害者のいる世帯に対し、地震災害時に家具の転倒を防ぐ器具を給付します。	障害福祉課
酸素購入費助成	酸素吸入装置受給者に対し、経済的負担の軽減を図るため、酸素の購入費の一部を助成します。	障害福祉課
住宅設備改善費助成	在宅の重度身体障害者(児)に対し、居住する住宅設備の改善に要する費用の一部を障害の程度や状態に応じて助成します。	障害福祉課
難病患者等日常生活用具給付	難病等にかかっている18歳以上の人に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。	障害福祉課

* 自立支援医療：障害のある人等に対して、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療のこと。障害児の生活の能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障害者の更生のために必要な医療（更生医療）、精神障害の適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療（精神障害者通院医療）の3種類。

事業名	事業内容	担当課
心身障害者扶養 共済制度	障害者の保護者に万一のことがあった時、残された障害者の将来の生活の安定などを図ることを目的としています。	障害福祉課
有料道路の割引 制度の受付	有料道路の割引に関する受付を行います。	障害福祉課
J R 等運賃の割引 制度の周知	J R 等運賃の割引に関する制度の周知を行います。	障害福祉課
タクシー運賃の 割引制度の周知	タクシー運賃の割引に関する制度の周知を行います。	障害福祉課
航空運賃の割引 制度の周知	航空運賃の割引に関する制度の周知を行います。	障害福祉課
N H K 受信料の 減免制度の受付	N H K 受信料の減免申請の受付を行います。	障害福祉課
都立公園等の無料 入場制度の周知	都立公園等の無料入場に関する制度の周知を行います。	障害福祉課
郵便料金の減免 制度の周知	郵便料金の減免に関する制度の周知を行います。	障害福祉課
自動車運転免許 の無料運転教習 制度の周知	自動車運転免許の無料運転教習制度の周知を行います。	障害福祉課
都営交通無料乗 車券発行	都内に居住する身体障害者、知的障害者及び戦傷病者などに、都営交通の無料乗車券を発行します。	障害福祉課
民営バス乗車割 引	身体障害者及びその介護者に対して、都内に路線のある指定バス会社の運賃の割引証を交付します。	障害福祉課
生活福祉等資金 の貸付事業	障害者、高齢者のいる低所得の世帯に対して、必要な資金の貸し付けを行うことで経済的自立や社会参加の促進を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
児童育成手当	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭や、両親のどちらかに重度の障害がある家庭を対象（又は父母に代わって養育している家庭）に、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	子育て支援課
児童育成手当 (障害手当)	障害のある20歳未満の児童を扶養している世帯を対象に、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当	母子家庭及び父が重度の障害を有する家庭で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある者を養育している家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当	障害のある20歳未満の児童を養育する父母又は養育者に対し、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭等の医療費助成	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭や、両親のどちらかに重度の障害がある家庭等を対象に、医療費の一部を助成します。	子育て支援課
心身障害児童施設通園費助成	児童福祉施設及び特別支援学校に通園又は通学している心身に障害を有する20歳未満の児童若しくはその保護者を対象に、通園・通学に要する費用の一部を助成します	子育て支援課

主要課題（２）日中活動の充実

現状と課題

障害のある人が、地域の中でいきいきと生活していくためには、障害のある人自身が必要な支援を受けながら、様々な機会を利用して積極的に自立に向けた訓練や活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、障害のある人の自立のための訓練、充実した余暇の機会や就労の準備などの様々な活動の場を、その人のニーズに合わせて選択できるよう整備することが課題です。

また、障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、日中活動を支援するためのさまざまな施設の整備支援や広域的利用の促進が必要です。

施策の方

障害のある人が、自立に向けた訓練や活動に取り組むことができるよう、活動の場の充実を図るとともに、気軽に外出できるよう、移動手段の確保に努めます。

また、市内の社会福祉法人を支援し就労継続支援事業や就労移行支援事業の定員の拡大を図るとともに、羽村市福祉センター内の法外事業を障害者自立支援法の新体系事業へ移行します。

さらに施設の広域的利用の促進を図ります。

具体的事業

①活動の場の充実

事業名	事業内容	担当課
活動機会の提供	自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害のある人が活動する機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用を検討します。	障害福祉課
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動、機能訓練及び社会との交流等を行います。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）があります。</p> <p>Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施</p> <p>Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施</p> <p>Ⅲ型：地域の障害のある人のための援護対策</p>	
身体機能・生活能力の維持・向上	障害のある人が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の提供の場を計画的に整備します。	障害福祉課
自立訓練（機能訓練）	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。	
自立訓練（生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。	
在宅での自立支援	障害のある人の自立生活や社会参加を確保するため、地域生活支援事業として、次の事業を進めていきます。	障害福祉課
コミュニケーション支援事業（再掲）	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、自立生活及び社会参加を促します。	
日中一時支援事業	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	
自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。	
自動車改造費助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	

事業名	事業内容	担当課
介護給付の提供	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービスや障害のある子どもが通える施設など、日中も安心して生活できるような介護サービスを提供します。	障害福祉課
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	
就労支援の促進	障害者自立支援法においては、就労支援の抜本的強化がうたわれており、障害のある人の働く場の確保に向けて、雇用施策と福祉施策の連携を図り、就労支援を促進します。	障害福祉課
就労移行支援 (再掲)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援 (再掲)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
宿泊訓練施設つくしの家の運営 (再掲)	障害のある人が宿泊訓練を通して自立することができるよう宿泊訓練施設つくしの家の運営支援を行います。	障害福祉課
障害者生活訓練施設デイセンターさくらの運営	在宅の重度心身障害者に対して、通所による創作、機能訓練、作業療法等の事業を実施することにより、日常生活や社会的自立を促進します。	障害福祉課
心身障害児通所訓練指導事業「青い鳥」の運営	心身に障害のある児童・生徒に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活の基本的動作訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課

②移動手段の充実

事業名	事業内容	担当課
コミュニティバス「はむらん」の運行	障害のある人等への移動手段の確保や市内の交通不便地域の改善等として運行の充実を図ります。	生活安全課
^{*1} NPOなどによる ^{*2} 福祉有償運送事業の支援	福祉有償運送事業に参入を希望するNPOや社会福祉法人に対して、障害者の移動手段として活用できるよう多摩地域福祉有償運送協議会への申請等の支援を行います。	障害福祉課
ふれあいキャリーへの支援	公共交通機関の利用が困難な障害者の外出の機会を確保するため、社会福祉協議会が実施している福祉有償運送事業（ふれあいキャリー）の支援を行います。	障害福祉課 (社会福祉協議会)
送迎バスサービスの実施	福祉センターで実施する事業への通所を容易にするため送迎バスサービスを実施します。	障害福祉課
心身障害者（児）自動車ガソリン費助成（再掲）	心身障害者（児）が日常生活のために使用する自動車の運行に要するガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
心身障害者（児）タクシー費用助成（再掲）	電車・バス等の交通機関を利用することが困難な心身障害者（児）が、タクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成します。	障害福祉課

③日中活動を支援する施設の整備・促進

事業名	事業内容	担当課
障害者施設の広域的な利用の促進	地域生活支援の充実を図りながら障害のある人の施設利用希望に適切に対応できるよう、利用促進を図ります。	障害福祉課
民間施設の整備助成	市内の社会福祉法人が障害者の就労の場など日中活動事業を行う施設整備をする場合、建設費等の助成を行います。	障害福祉課

*1 NPO：Non Profit Organization の略で、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織のこと。平成10年、これに法人格を与え活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。

*2 福祉有償運送事業：NPO法人や社会福祉法人などが、障害者や高齢者など一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に行う有償移送サービスのこと。

主要課題（3）暮らしの場の確保

現状と課題

障害のある人が、地域の中で安心して生活するために、その生活の基盤である住宅環境を改善していくことが求められています。

そのために、公営住宅等の優先入居枠の確保や、入居要件の緩和など、住まいを確保するための施策を充実させることが必要です。

また、戸建住宅については住宅改造の支援や新築・改築の際の融資条件等の緩和、拡充をしていくことが必要です。

さらに、障害のある人が共同で生活を営む^{*1}グループホーム、ケアホーム^{*2}等については、広域的利用や民間整備事業者の参入促進、整備支援策が課題となっています。

施策の方

障害のある人が地域の中で安心して生活できるよう、障害者向け公営住宅確保の要請、住宅資金融資制度の提供や住宅改善費の助成等を行います。

また、障害のある人が地域で自立して生活できるよう、民間事業者によるグループホーム、ケアホーム等の整備を図るための支援を推進します。

- * 1 グループホーム（共同生活援助）：共同生活をしている住まいにおいて、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人に対し、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。
- * 2 ケアホーム（共同生活介護）：共同生活をしている住まいにおいて、地域で自立した日常生活を営む上で、日常生活上の支援が必要な人に対し、家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援及び日中活動に係る事業所等の関係機関との連絡調整等を行う。

具体的事業

①障害者に配慮した居住の場の確保

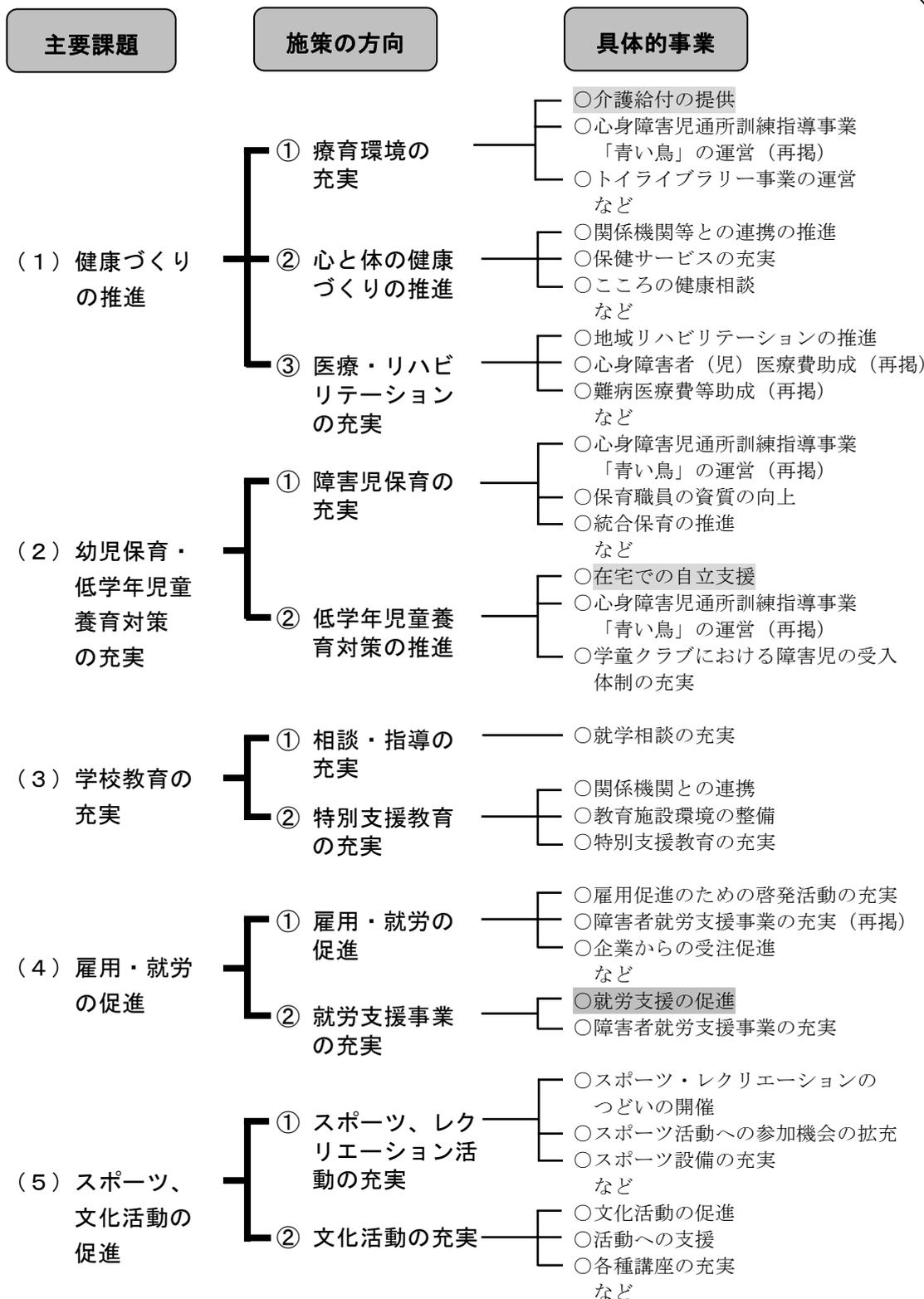
事業名	事業内容	担当課
住宅設備改善費助成 (再掲)	在宅の重度身体障害者(児)に対し、居住する住宅設備の改善に要する費用の一部を障害の程度や状態に応じて助成します。	障害福祉課
障害者等に配慮した市営住宅の改修整備	障害のある人や高齢者が住みやすい市営住宅にするため、既存住宅の改修等を推進します。	施設計画課
住宅資金融資制度の提供	市民の生活向上及び福祉の増進を図る目的で、市内において自ら居住する住宅を新築、又は購入、増改築する際に受けた融資に対し利子を補給します。	施設計画課
障害者向け公営住宅確保の要請	都営住宅について、障害者に配慮した設備改善の促進を要請していきます。また、建替えに際しては、障害者の居住に配慮した住宅の整備や優先入居枠について要請します。	施設計画課

②暮らしを支援する施設の整備・促進

事業名	事業内容	担当課
居住支援サービスの充実	新たな施設・事業体系の見直しのねらいには、日中活動の場と生活の場との分離があげられます。住まいの場に加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供され、地域生活への移行が促進されるよう、居住支援サービスの充実を図ります。	障害福祉課
ケアホーム (共同生活介護)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	
グループホーム (共同生活援助)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	
施設入所支援	夜間において安心して施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を図ります。	障害福祉課
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。	
民間施設の整備支援	社会福祉法人等が、市内に障害者の住まいの場など居住支援事業を行う施設整備をする場合、東京都の建設助成等の活用支援を行います。	障害福祉課

基本目標3 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり

基本目標3 育ち、働き、社会参加することのできる環境づくり



(注) 事業名に網掛けの入っているものは、「障害福祉計画」に定めるサービスで

主要課題（1）健康づくりの推進

現状と課題

障害を早期に発見し、適切な治療及び療育が受けられる環境づくりを進めるとともに、家族の精神的な負担を軽減する支援体制を充実することが求められています。

そのためには、乳幼児の健康診査を実施し、障害の早期発見、早期対応を図り、発達支援について一層の充実を図ることや保健・医療・保育など関係機関の密接な連携の下に、障害に対する相談、通園・通所、さらに教育へと継続的な取り組みが行われるよう、療育支援等の内容を充実させていくことが課題です。

脳血管疾患や心疾患等の生活習慣病や老化及びストレス等により、心身機能に障害を持つ人が増加する傾向にあります。生涯にわたり健康で自立した生活が送れるよう、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査を実施し、中途障害を予防するとともに、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療・リハビリテーションにつなげていくことが重要です。

このため、健康に関する情報を積極的に提供し、ライフステージや性別に応じた健康診査や健康相談などを行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境を充実し、生活習慣病や疾病の重度化を予防する対策を強化していく必要があります。

- * 1 リハビリテーション：能力障害あるいは社会的不利を起こす諸条件の悪影響を軽減させ、障害者の社会統合を実現することをめざすあらゆる措置を含むものである。リハビリテーションは、障害者を訓練してその環境に適応させるだけでなく、障害者の直接的環境及び社会全体に介入して彼らの社会統合を容易にすることを目的とする。障害者自身、その家族、そして彼らの住む地域社会はリハビリテーションに関係する諸種のサービスの計画と実施に関与しなければならない。（WHOの定義より）
- * 2 ライフステージ：人間の発達段階や人間形成の段階をいう。例えば、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期といった分け方がある。

施策の方

障害の早期発見のため、保健センター、医療機関、保育所等と緊密な連携を図り、療育から健康づくりに至る支援体制の整備を図ります。また、障害のある人の健康への不安や健康づくりに応えるため、健康や医療の情報を積極的に提供するなど、各種保健事業の充実や適切な医療受診を促します。

さらに、その障害に応じたリハビリテーションを受けられるよう医療機関や介護保険施設等とも連携し、リハビリテーションの提供を図ります。

具体的事業

①療育環境の充実

事業名	事業内容	担当課
介護給付の提供	常時介護を必要とする障害のある人に対する施設での専門的な介護サービスや障害のある子どもが通える施設など、日中も安心して生活できるような介護サービスを提供します。	障害福祉課
児童デイサービス (再掲)	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	
心身障害児通所訓練指導事業 「青い鳥」の運営 (再掲)	心身に障害のある児童に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活の基本的動作訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
トイライブラリー事業の運営	心身に障害のある児童の機能訓練及び発達を促進するために、おもちゃを通じた遊びの指導、おもちゃの貸出しなどを行います。	障害福祉課
関係機関との連携体制の充実	各種乳幼児健康診査等で発育や発達の不安をもたれた保護者に対し、必要に応じて、保健センター、医療機関、保育園など関係機関との連携に努めます。	健康課
乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発達、発育の確認及び疾病や障害などの早期発見と保護者への適切な指導を行うため、3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の各健康診査の充実に努めます。	健康課
精密健康診査の実施	乳幼児健康診査において、さらに詳しい検査が必要と医師等が判断した際に、専門医療機関において検査が受けられるよう精密健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。	健康課
経過観察健康診査・発達健康診査の実施	3～4か月、6～7か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児の各健康診査等で、発育等の経過を診ていく必要があると診断された場合や保護者が子どもの発育の心配がある場合、小児専門医による個別相談を実施します。また、必要に応じて、専門医療機関の紹介を行います。	健康課

②心と体の健康づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
関係機関等との連携の推進	発達障害、高次脳機能障害の状態に応じた支援を行うため、東京都の発達障害者センターや東京都心身障害者福祉センターとの連携を強化し、支援の推進に努めます。	障害福祉課
保健サービスの充実	病気の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢者まで受診しやすい健康診査の実施や健康相談体制の充実を図るとともに、生活習慣病予防のための健康づくりに取り組みます。	健康課
こころの健康相談	精神障害者の早期治療と社会復帰のため、保健師などによる相談等について強化します。	健康課
保育所入所児童の健康管理	保育所入所児童の心身を健やかに育むため、日常の健康観察の他に定期的な健康診断を実施し、健康管理に努めます。	保育課
就学時健康診断の実施	小学校へ入学するにあたり、内科・眼科・耳鼻咽喉科・歯科等について健康診断を行い、心身の健康状態を把握するとともに、適正な就学に努めます。	教育総務課

③医療・リハビリテーションの充実

事業名	事業内容	担当課
地域リハビリテーションの推進	地域で継続的にリハビリテーションサービスを提供できるように医療機関や介護保険施設との連携を図り支援します。	障害福祉課
心身障害者(児)医療費助成(再掲)	病院などで診療、薬剤の支給などを受けた場合に窓口で支払う自己負担分の一部を助成します。	障害福祉課
難病医療費等助成(再掲)	都が指定する特殊疾病にかかっている人に対し、医療費の一部を助成します。	障害福祉課
小児慢性疾患医療費助成(再掲)	都が指定する小児慢性疾患にかかっている18歳未満の児童に対し、医療費の一部を助成します。	障害福祉課
自立支援医療(更生医療)(再掲)	身体障害者の障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて、日常生活や職業能力を高めるために必要な医療費の一部を給付します。	障害福祉課
自立支援医療(精神通院)(再掲)	精神障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その医療に必要な費用の一部を給付します。	障害福祉課
自立支援医療(育成医療)(再掲)	18歳未満の身体障害児に対し、指定育成医療機関において、早期に治療を受け将来生活していくために必要な能力が持てるよう医療費の一部を給付します。	子育て支援課

主要課題（２） 幼児保育・低学年児童養育対策の充実

現状と課題

障害のある子どもが、将来、社会的に自立して生活できるよう、幼児保育の充実が求められています。

障害のある子どもの個性や能力を育むには、一人ひとりの障害の種別や程度に応じた保育を行っていくことが必要であり、特に、障害のある子どもと保護者の希望に応じて、適切な保育を受けられるように配慮していくことが重要です。

そのためには、保育園における障害児保育を充実させるなど、受入れ体制を拡充することが課題です。

さらに、低学年児童に対する集団生活への適応訓練や日常生活の基本的動作訓練等の場の充実を図ることが重要です。

施策の方

障害のある子どもの社会性や個性を伸ばし、社会的に自立できるよう、幼児保育を充実させるためには、保育職員の資質の向上に努めるとともに、保育園、幼稚園、小学校及び保護者が連携し情報の共有化を図ります。

また、低学年児童の放課後対策として、学童クラブの充実を図るほか、集団生活への適応訓練や日常生活の基本的動作訓練の場の充実を図ります。

具体的事業

①障害児保育の充実

事業名	事業内容	担当課
心身障害児通所訓練指導事業「青い鳥」の運営 (再掲)	心身に障害のある児童に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活の基本的動作訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
保育職員の資質の向上	適切な保育・指導を行うため、障害児に関する研修を充実して職員の資質の向上を図るとともに、障害のある幼児の保育に必要な環境整備を検討します。	保育課
統合保育の推進	障害のある子どもとない子どもが、日常の保育を通して、お互いの理解を深めながら共に育っていけるよう、統合保育の推進に努めます。	保育課
幼稚園、保育園、小学校の連携	市内の幼稚園、保育園、小学校並びに保護者が連携・協力し、幼児の生活、発達及び学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るとともに、小学校教育への円滑な移行を図ることを目的として、幼稚園・保育園・小学校連携推進懇談会を設置し、検討を行います。	保育課

②低学年児童養育対策の推進

事業名	事業内容	担当課
在宅での自立支援	障害のある児童の自立生活や社会参加を確保するため、地域生活支援事業として、次の事業を進めていきます。	障害福祉課
日中一時支援事業 (再掲)	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障害のある児童の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。	
心身障害児通所訓練指導事業「青い鳥」の運営 (再掲)	心身に障害のある児童に対して、通所による療育訓練、集団生活への適応訓練や日常生活の基本的動作訓練等の事業を実施することにより、心身の発達を促すとともに、集団への適応能力や社会性の向上を促進します。	障害福祉課
児童クラブにおける障害児の受入体制の充実	指導員を適切に配置し、研修の充実を図るとともに、特別支援学校等の関係機関との連携を密にして、障害のある児童の受入体制の充実に努めます。また、受入学年の拡大及び放課後活動の多様な方法を検討します。	児童青少年課

主要課題（3）学校教育の充実

現状と課題

障害のある子どもも等しく望ましい教育が受けられるよう、教育体制の充実を図ることが重要です。

そのためには、幼稚園や保育園との連携や保護者との情報交換により、一人ひとりの適性に応じた就学相談を行い適正就学に努めるほか、特別支援教育に携わる教員の資質の向上に努めることが必要です。

また、市内の小中学校や特別支援学校等の関係機関が連携を図り、特別支援教育に関する共通理解を深めることが重要です。

施策の方

障害のある子どもに本人の適性に応じた必要な教育的支援を行うため、就学相談の一層の充実を図り、行動観察や保護者面談、体験入学等を実施し、適正就学に努めます。

また、市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園等との連携を図り、特別支援教育に関する共通理解を深めるとともに、研修会や講演会などを行い、教員の資質の向上に努めます。

さらに、児童・生徒の安全と教育が受けやすい環境づくりのために、スロープや手すりの設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。

具体的事業

①相談・指導の充実

事業名	事業内容	担当課
就学相談の充実	<p>障害のある子どもたちが楽しく学校生活を送れるよう、専門的な見地のある就学指導委員による児童・生徒の行動観察や保護者面談等を行ったり、特別支援学校や特別支援学級の体験入学を実施するなど、保護者に情報を提供しながら適正就学に努めていきます。</p> <p>また、就学相談員が幼稚園や保育園に出向き、情報交換を行ったり、学校生活に不安を抱えている保護者が、就学支援シートを利用して、子どもの生活面や行動面などの様子を学校に引継ぐことで、スムーズな就学に努めていきます。</p>	教育総務課

②特別支援教育の充実

事業名	事業内容	担当課
関係機関との連携	市内の小中学校や特別支援学校、幼稚園、保育園、市関係機関などとの情報交換を進めるため、特別支援教育連絡協議会を開催し、特別支援教育に関する共通理解を深めるとともに、特別支援学校に通う子どもたちとの副籍交流事業などを進めていきます。	教育総務課 指導室
教育施設環境の整備	<p>スロープや手すりの設置など学校施設・整備のバリアフリー化を推進します。</p> <p>また、必要に応じて、特別支援学級や通級指導学級の増設を検討します。</p>	教育総務課
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員の配置など校内体制の確立と特別支援教育研修会、講演会などを行い、特別支援教育に携わる教員の資質向上に努めます。また、巡回相談員などによる情報収集や相談を通じ、児童・生徒の個々の状況に応じた対応を実施していきます。	指導室

主要課題（４）雇用・就労の促進

現状と課題

障害のある人が、自分に合った形で働くことは、社会的・経済的に自立するための重要な条件です。

そのためには、障害のある人の希望と適性に応じた多様な職種や就労形態を提供し、雇用の拡大を図ることが重要です。

また、障害のある人が就労を続けていくために、職業研修、就労先の開拓やあっせんだけでなく、定着支援、相談支援など就職後のフォローから、さらには生活全般への支援も必要であり、身近な市内で就労と生活を総合的に支援する事業を推進していくことが重要です。

一方、福祉的就労^{*1}の場についても、仕事内容の充実を進めるとともに、福祉的就労から一般就労への移行や離職者のための職業訓練・相談機能の強化にも取り組んでいくことが課題です。

施策の方

障害のある人の雇用を促進するため、障害者就労に関する情報提供を行うとともに、障害者就労支援センターを中心に関係機関との連携を図り、職場開拓や就職準備、職場定着などの就労支援と就労に伴う生活支援を一体的に行います。

また、授産施設^{*2}等の工賃引き上げを支援するため、企業からの仕事の受注促進や、自主製品の販路の拡大を支援します。

さらに、福祉的就労から一般就労への移行を支援するための就労移行支援事業や一般企業での就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援事業へ取り組む事業者を支援します。

* 1 福祉的就労：一般就労の困難な障害のある人が、各種の授産施設等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

* 2 授産施設：障害等により就業の困難な人に、就労や技能修得のための機会を与え、自立を助長することを目的とする施設のこと。

具体的事業

①雇用・就労の促進

事業名	事業内容	担当課
雇用促進のための啓発活動の充実	公共職業安定所と連携を図り、障害者雇用に関する情報を提供し、啓発活動を推進して障害のある人の就労を促進します。	障害福祉課
障害者就労支援事業の充実 (再掲)	関係機関との連携のもと障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター“エール”の充実を図ります。	障害福祉課
企業からの受注促進	授産施設等の工賃引き上げを支援するため、企業からの受注を促進します。	障害福祉課
授産製品の販路拡大への支援	障害のある人の経済的自立を支援するため、授産製品の販路拡大を支援します。	障害福祉課
展示・販売の促進	社会参加を促進するため、障害のある人の製作した製品を常時販売する展示・販売コーナーの設置や福祉バザー等により販売のための機会を促進します。	障害福祉課 (社会福祉協議会)

②就労支援事業の充実

事業名	事業内容	担当課
就労支援の促進	障害者自立支援法においては、就労支援の抜本的強化がうたわれており、障害のある人の働く場の確保に向けて、雇用施策と福祉施策の連携を図り、就労支援を促進します。	障害福祉課
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
障害者就労支援事業の充実	関係機関との連携のもと障害のある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるようにするため、就労面と生活面の支援を一体的に提供する障害者就労支援センター“エール”の充実を図ります。	障害福祉課

主要課題（５）スポーツ、文化活動の促進

現状と課題

障害のある人が豊かで潤いのある生活をするためには、スポーツ活動、レクリエーションや文化活動への参画を促進することが重要です。

こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切な条件と言えます。

特に、重度の障害や重複した障害のある人や、視覚や聴覚に障害のある人にとっては、参加を支援するための環境づくりが必要です。

今後とも、スポーツ、レクリエーション、文化活動などの事業を充実させ、障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人同士や障害のある人となりが、気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりを進めていくことが課題です。

施策の方

障害のある人のスポーツ活動を推進するため、各種のスポーツ大会やスポーツ教室の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備に努め、スポーツ活動への積極的な参加を促進します。

また、障害のある人の文化活動を推進するため、文化祭や作品展等の活動の場を提供し、障害のある人や障害者団体の活動を支援していきます。

具体的事業

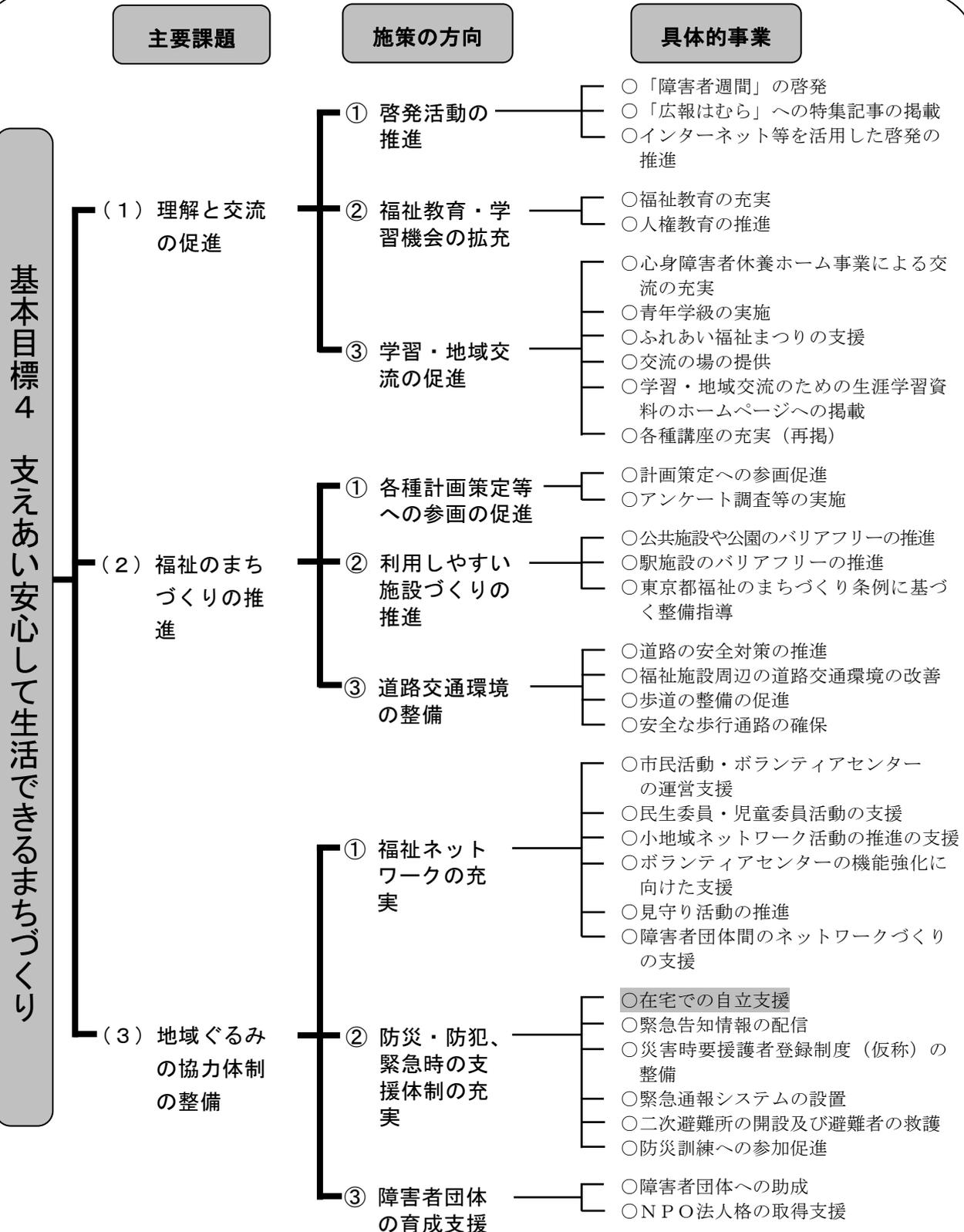
①スポーツ、レクリエーション活動の充実

事業名	事業内容	担当課
スポーツ・レクリエーションのつどいの開催	障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動の推進のため、「障害者スポーツ・レクリエーションのつどい」を開催していきます。	障害福祉課
スポーツ活動への参加機会の拡充	すべての市民が生涯を通じて、スポーツ・レクリエーション活動を行うスポーツ社会の実現に向け、はむら総合型スポーツクラブ「はむすぼ」を支援するとともに、障害のある人が参加できるプログラムを取り入れるよう要望していきます。	体育課
スポーツ設備の充実	障害のある人にも利用しやすいよう、トレーニング機器間のスペースの改善やトレーニング機器の補修、卓球台等の改善について検討します。	体育課
スポーツ教室等の充実	現在実施している健康づくり教室に、障害のある人が参加できるよう検討します。	体育課
スポーツ活動への支援	障害のある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を実施できるよう、施設利用料の減免を行います。	体育課

②文化活動の充実

事業名	事業内容	担当課
文化活動の促進	社会福祉協議会への支援を通じて、趣味活動の成果発表などの展示や催物を行い、障害のある人の文化活動の促進を図ります。 また、指導者・リーダーなどの人材の提供をします。	障害福祉課 (社会福祉協議会)
活動への支援	障害のある人もない人も分け隔てなく文化活動に取り組めるよう、市内の活動団体に障害のある人の参加についての理解を求めています。	生涯学習課
各種講座の充実	障害のある人の自発的な文化活動参加を促進するため、障害のある人にも受講できる講座の開催などに努めます。	生涯学習センター ゆとろぎ
図書館サービスの充実	障害のある人の教養・知識の向上、学習、生活上の情報収集、読書の楽しみ等に伝えられるよう図書館サービスの充実を図ります。	図書館

基本目標 4 支えあい安心して生活できるまちづくり



(注) 事業名に網掛けの入っているものは、「障害福祉計画」に定めるサービスです。

主要課題（1）理解と交流の促進

現状と課題

障害のある人は、日常生活の中で物理的な面だけでなく、制度的、文化的、意識上などのバリアによって社会的な不利（ハンディキャップ）を受けている可能性があります。

近年、ノーマライゼーション理念が普及し、障害者への理解は着実に進んできていますが、支援を必要とする人々に偏見を持たず、地域社会の一員として受け入れ、支える意識を持つ人々が多くなっていくよう、一層の理解の広まりや深まりが期待されています。

今後は、さまざまな啓発手段を活用しながら、障害のある人や障害についての認識や理解をさらに深め、バリアのない社会を築いていくことが課題です。

また、ノーマライゼーション理念の浸透のためには、障害のある人ない人にかかわらず、すべての人が、社会のさまざまな分野において交流し、お互いの理解を深め、ともに協力していけるような社会環境を創りあげることが求められています。

それには、相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、身近な場所で、気軽に集まり、お互いに情報交換したり、相談し合えるような集いの場や機会を提供することが課題です。

施策の方

障害のある人や障害に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーションの理念の広まりや障害者に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動の推進を図ります。

小中学校においては、ボランティアなどの体験学習の充実や学校、家庭、地域との連携のもとでの人権教育の推進に努めます。

また、障害のある人同士や、障害のある人とない人の相互理解を深めるため、各種イベントへの参加促進を図るとともに、交流の場や機会の提供に努めます。

具体的事業

①啓発活動の推進

事業名	事業内容	担当課
*1 「障害者週間」 の啓発	障害者週間に合わせ、障害のある人に対する理解を深めるため、障害者福祉の啓発に努めます。	障害福祉課
「広報はむら」 への特集記事の 掲載	障害のある人に対する理解を深めるため、「広報はむら」への特集記事などの掲載に努めます。	障害福祉課
インターネット 等を活用した啓 発の推進	インターネット等情報手段を活用した効率的・効果的な啓発を推進します。	障害福祉課

②福祉教育・学習機会の拡充

事業名	事業内容	担当課
*2 福祉教育の充実	市内の小・中学校で学習指導要領に基づき、福祉教育を推進するとともに、総合的な学習の時間を利用してボランティアなどの体験学習の充実を図ります。	指導室
人権教育の推進	障害のある人に対する十分な認識と理解を深めるため、学校、家庭、地域との連携を図りながら、人権意識の向上を図ります。	指導室

* 1 障害者週間：平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定された。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間。

* 2 福祉教育：国、地方公共団体、民間団体及びボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために講習、広報等の手段により行う教育をいう。最近では、お互いの交流を兼ねながら、障害のある人自らがその体験等の話をする「福祉講話」が小・中学校で行われている。

③学習・地域交流の促進

事業名	事業内容	担当課
心身障害者休養ホーム事業による交流の充実	羽村市内において活動する障害者団体が行う心身の休養などを目的とした事業に対し、その運営費の一部を助成することにより、交流の機会の充実を図ります。	障害福祉課
青年学級の実施	自分たちで決めた活動をしながらさまざまな体験をすることや多くの仲間と触れ合うことを通じて、新しい可能性を発見し、充実した生活、自立していく力を得ることを目的に事業を推進します。	生涯学習センター ゆとろぎ
ふれあい福祉まつりの支援	障害のある人が地域住民と交流し、相互理解を深めることができるよう、社会福祉協議会が実施するふれあい福祉まつりを支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
交流の場の提供	障害のある人もない人も、すべての市民が交流できる場づくりを、「福祉センター」や「ゆとろぎ」などの公共施設の有効利用により進めます。	関係各課
学習・地域交流のための生涯学習資料のホームページへの掲載	自主的参加への動機づけに重要となる、きめ細かな情報提供のため、生涯学習資料（サークルガイド、人ネットガイド、生涯学習ガイドブック）の内容の拡充を図り、ホームページへ情報を掲載します。	生涯学習課
各種講座の充実（再掲）	障害のある人の自発的な文化活動参加を促進するため、障害のある人にも受講できる講座の開催などに努めます。	生涯学習センター ゆとろぎ

主要課題（２）福祉のまちづくりの推進

現状と課題

障害のある人の視点に立って施策が立案され、実施されるために、障害のある人やその家族の意見や要望を反映していけるようなしくみを構築することが求められています。

日常の相談、調査などを通じて、障害のある人の悩みや要望を把握するよう努めるとともに、各種計画の策定を通じ障害者や当事者団体等の参画を促進し、障害者と市民、行政がともに協議できる機会をつくる必要があります。

障害のある人が社会のあらゆる分野に参加するために、さまざまなバリアを取り除いていくことが求められています。

そのためには、従来のバリアフリーの視点に加え、すべての人に優しく使いやすいユニバーサルデザインの考え方も含めた、福祉のまちづくりを進めていくことが大切です。

現在、市では、東京都の「福祉のまちづくり条例」に基づき、特定施設などについては、誰にもやさしい施設の整備を進めています。また、「バリアフリー新法」や「羽村市交通バリアフリー基本構想」に沿って、歩道の段差解消や誘導ブロックなどの整備、建物の廊下や床の段差の解消・オストメイト対応トイレなど、障害のある人の利用しやすい環境整備を進めています。

今後も、障害のある人が安心して行動し、安全に生活できるまちづくりを推進するために、障害のある人やその家族の視点に立って、バリアフリーの一層の推進を図ることが課題です。

施策の方

障害のある人の意見や要望をできるだけ施策に反映できるよう、参加や参画の機会を促進します。

さらに、障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、バリアフリーの理念に基づいた、駅や特定施設など公共的施設の整備をはじめ、障害のある人の利用に配慮した建築物や歩道の整備を推進します。

* ユニバーサルデザイン：「だれもがはじめてから利用しやすいように、施設・もの・サービスなどに配慮を行う」という考え方で、「すべての人のためのデザイン」とも言われる。

具体的事業

①各種計画策定等への参画の促進

事業名	事業内容	担当課
計画策定への参画促進	障害のある人やその家族の声を各種施策に的確に反映するため、計画等の策定時には障害者団体や関係者の参加を求め、積極的な意見の反映に努めます。	障害福祉課 関係各課
アンケート調査等の実施	障害のある人やその家族、障害者団体等の声を各種施策に的確に反映するため、必要に応じてアンケート調査やヒアリング調査を実施します。	障害福祉課 関係各課

②利用しやすい施設づくりの推進

事業名	事業内容	担当課
公共施設や公園のバリアフリーの推進	公共施設や公園の整備・改修等に併せ、バリアフリー化を推進していきます。	施設計画課 土木課
駅施設のバリアフリーの推進	障害のある人など、すべての市民が利用しやすい駅とするため、鉄道事業者など関係機関と連携を図り、より使いやすい施設の充実に努めます。	施設計画課 建築課
東京都福祉のまちづくり条例に基づく整備指導	不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園、公共交通施設などの新設・改修の際には、整備基準に適合するよう指導していきます。	建築課

③道路交通環境の整備

事業名	事業内容	担当課
道路の安全対策の推進	障害のある人を含めたすべての歩行者の交通安全対策を図るため、幅員の狭い道路の拡幅など、道路整備に努めます。	施設計画課 土木課
福祉施設周辺の道路交通環境の改善	福祉施設周辺の道路交通環境を改善し、人にやさしいまちづくりを推進します。	施設計画課 土木課
歩道の整備の促進	障害のある人や高齢者など、すべての歩行者の安全性向上のため、歩道の拡幅や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの敷設などの整備を促進します。 また、歩車道分離道路の整備についても、引き続き推進します。	施設計画課 土木課
安全な歩行通路の確保	障害のある人を含めたすべての歩行者の障害になる歩行上の広告物、自転車などの撤去により、安全な歩行通路や歩行空間の確保に努めます。	土木課

主要課題（３）地域ぐるみの協力体制の整備

現状と課題

障害のある人が、地域の中で安心して生活していくためには、地域の人々との支え合いが必要であり、日頃から地域の人々が障害のある人と交流し、見守り、支援していくことが大切です。

こうした地域の交流は、障害のある人をはじめ、高齢者や子どもを含めたすべての人々の地域への支え合いへと広げていく必要があります。地域の人々の理解、協力のもとに、災害等があったときでも安全が確保できるよう、支え合いの地域づくりが課題です。

また、障害のある人が、地域で自立して生活していくためには、公的なサービスの充実とともに、地域の人々の協力と支援が必要となっています。そのためには、地域で福祉活動に参加できる人材を発掘、育成、支援していくことが必要であり、今後もボランティアのための学習機会の充実や、人材の確保を図ることが重要です。特に、ボランティアの支援を受けたい人とボランティアとして活動したい人とを結びつけるコーディネート機能の充実が課題です。

さらに、障害のある人やその家族が運営している各種団体や各団体間のネットワークづくりを支援していくことも重要な課題です。

施策の方

市民と行政との協働を推進するため、市民の主体的な福祉活動を支援するとともに、公的サービスとインフォーマル（非制度的）なサービス等を結びつけ、調整していくしくみの充実を図ります。

障害のある人の災害時の安全を確保するため、防災訓練への参加を促進するとともに、災害時に備え避難場所の整備に努め、地域住民やボランティア組織、NPO等との協働により、障害のある人や高齢者等の災害時要援護者への支援体制の整備を図ります。

また、NPOやボランティア団体の育成を図るため、各種情報の提供や団体の交流の場として、市民活動・ボランティアセンターを充実するなど、活動拠点施設の整備を図ります。

さらに、市内の障害者団体の活動への支援を行い、障害者福祉の向上を図ります。

具体的事業

①福祉ネットワークの充実

事業名	事業内容	担当課
市民活動・ボランティアセンターの運営支援	社会福祉協議会が運営する「市民活動・ボランティアセンターはむら」と連携し、市民活動を推進するための支援を行います。	企画課 (社会福祉協議会)
民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域の交流を促進します。	社会福祉課
小地域ネットワーク活動の推進の支援	社会福祉協議会が実施する小地域ネットワーク活動の振興と活性化に向けて支援します。	社会福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティアセンターの機能強化に向けた支援	社会福祉協議会への支援を通じて、コーディネーション機能の向上などボランティアセンター機能の強化を働きかけます。	企画課 社会福祉課 (社会福祉協議会)
見守り活動の推進	障害のある人のために活動する団体を支援して、見守り活動を推進します。	障害福祉課
障害者団体間のネットワークづくりの支援	団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援し推進します。	障害福祉課

②防災・防犯、緊急時の支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課
在宅での自立支援	障害のある人の自立生活や社会参加を確保するため、地域生活支援事業として、次の事業を進めていきます。	障害福祉課
日常生活用具の給付(再掲)	重度障害者に対し、日常生活用具(火災警報器・自動消火装置等)を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。	
火災安全システム事業	重度障害者の自宅に火災安全システムを設置し、生活の安全を確保します。	
緊急告知情報の配信	緊急時に速やかに情報が入手できるよう、災害時における緊急情報を携帯電話などにメールで配信する情報提供を行います。	広報広聴課
災害時要援護者登録制度(仮称)の整備	災害時において、自力で避難することが困難な障害のある人が、地域で避難支援等を受けられるよう災害時要援護者登録制度(仮称)の整備に努めます。	生活安全課 障害福祉課
緊急通報システムの設置	消防署をはじめとする防災関連機関との連携を強化し、重度障害者の生活の安全を確保するため、緊急通報システムの充実を図ります。	障害福祉課
二次避難所の開設及び避難者の救護	障害のある人の災害時の安全を確保するため、「羽村市地域防災計画」に基づき、二次避難所の開設及び避難者の救護に努めます。	障害福祉課
防災訓練への参加促進	災害に備えた意識を高めるために、防災訓練への参加の促進を図ります。	生活安全課 障害福祉課

③障害者団体の育成支援

事業名	事業内容	担当課
障害者団体への助成	障害者団体の福祉活動の支援を目的に、その団体に対し、運営費の一部を助成します。	障害福祉課
NPO法人格の取得支援	NPO法人格を取得する希望のある障害者団体に対し、取得に係る情報の提供等の支援を行います。	障害福祉課